

第1章 基本的事項

1 計画の目的

下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の1市3町（以下「本地域」という。）は、人口減少下における持続可能な地域社会の構築に向け、本地域としての適切なごみ処理事業の方向性を、令和3年9月に南伊豆地域広域ごみ処理基本構想（以下「基本構想」という。）として取りまとめた。

この基本構想においては、各市町が保有する施設を集約化し、経済性、効率性及び環境負荷等に優れたごみ処理事業を実施することで循環型社会の形成を目指すことを基本理念・基本方針として掲げており、広域処理に当たっては、新たな一部事務組合（南伊豆地域清掃施設組合。以下「本組合」という。）を令和5年4月に設立し、関連する事務を共同処理することとした。

広域ごみ処理施設整備基本計画（以下「本計画」という。）は、基本構想を踏まえ、本組合が建設を予定している焼却施設と資源化施設から構成される（仮称）南伊豆地域広域ごみ処理施設（以下「本施設」という。）の基本的方針を定めることを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画の位置付けは図 1-1 のとおりである。本計画は基本構想の内容を踏まえて策定する。

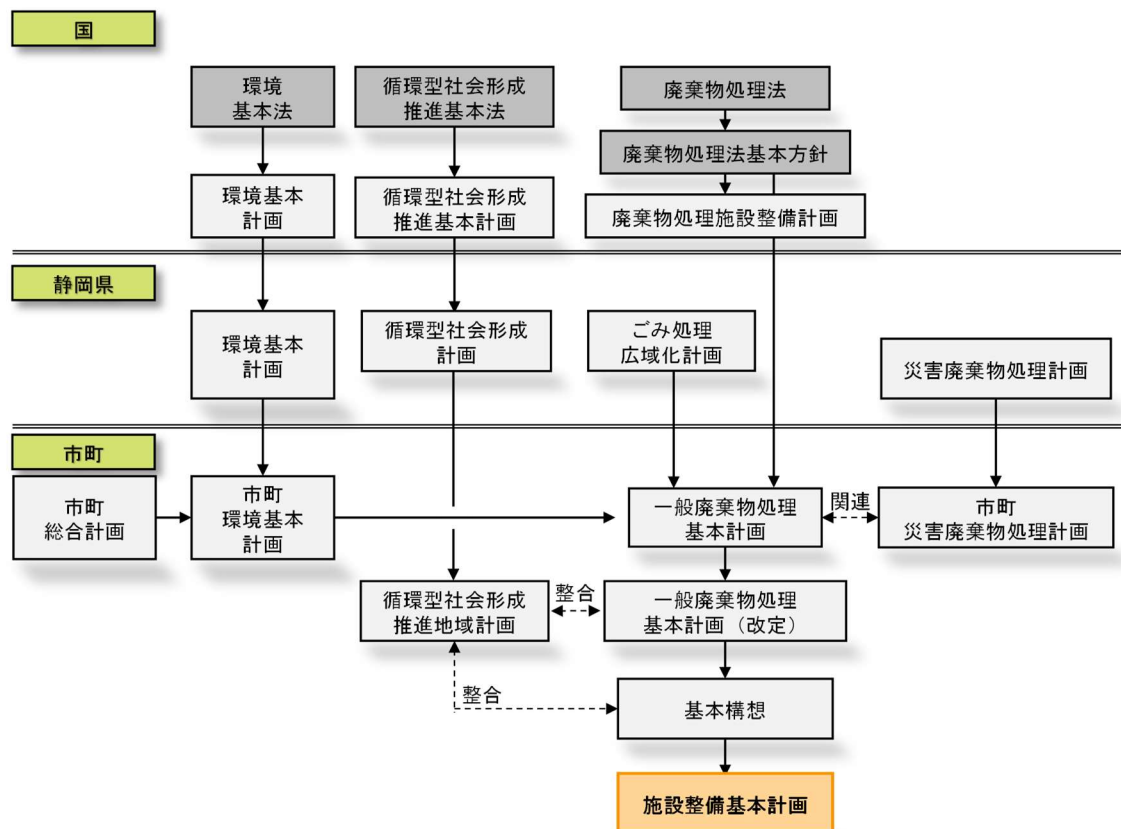
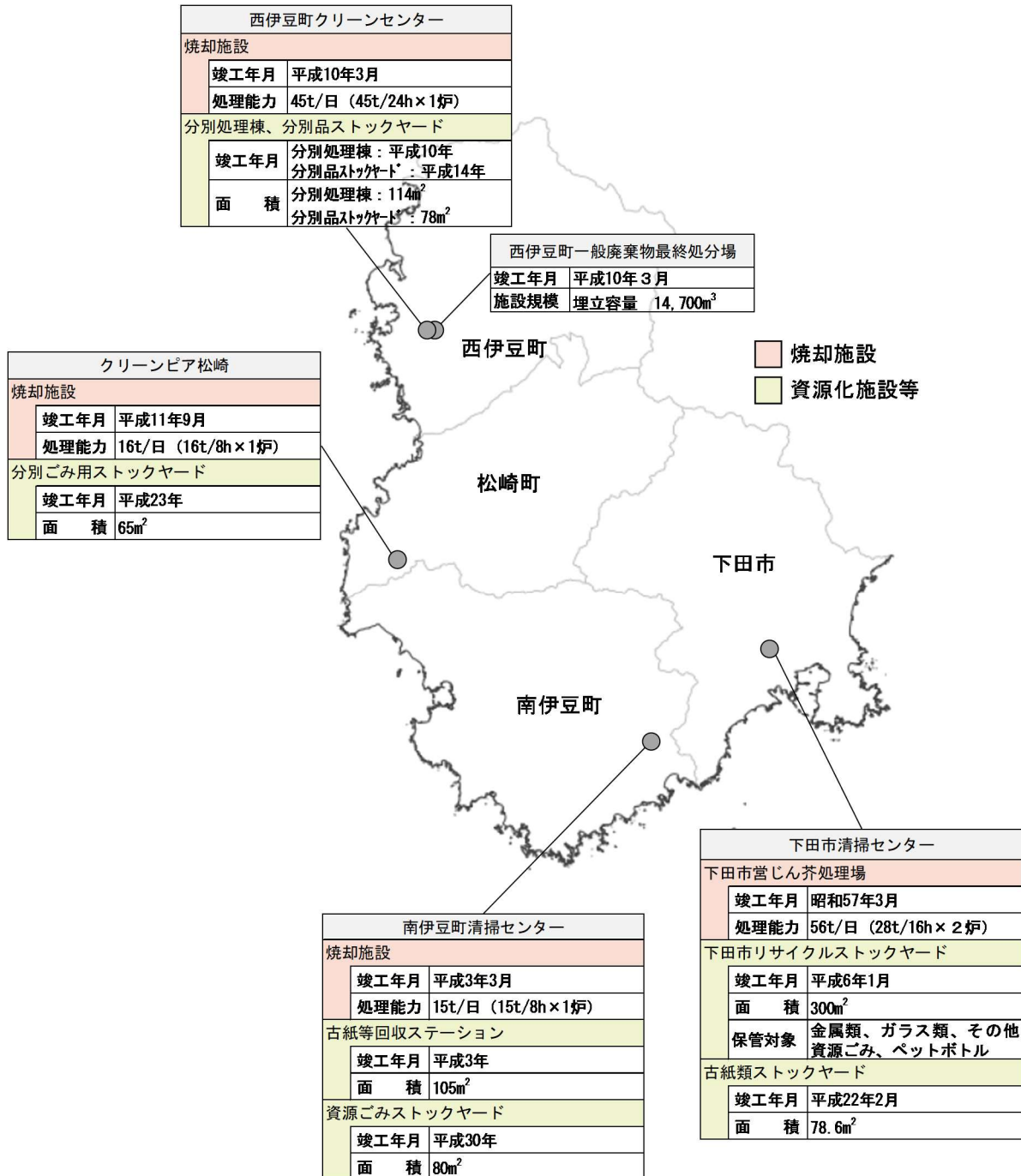


図 1-1 本計画の位置付け

3 各市町が保有する施設

各市町が保有する中間処理施設及び最終処分場の位置及び概要は図 1-2 のとおりである。それぞれの市町において焼却施設とストックヤードを保有している状況である。



出典：令和2年度一般廃棄物処理実態調査ほか
国土地理院地図に加筆して作成

図 1-2 各市町が保有する廃棄物処理施設と概要